

3月9日（月）より

平成21年度の国民健康保険証の切り替えがはじまります。

8期の納付期限（3月2日）までに、国民健康保険税を全てお支払いされた世帯には、**新しい保険証をご自宅に郵送いたします（手続きは不要です）。**

新しい保険証は**3月23日頃**までに届く予定です。

（マル遠・マル学の保険証は、窓口でのお受け取りとなります。）



～切り替え手続きについて～

（3月3日の時点で、保険税の未納がある世帯は、窓口での切り替えが必要です!!）

- ★切り替え場所：西原町役場 健康推進課窓口
- ★期間：3月9日（月）～3月23日（月）（土・日・祝日を除く）
- ★受付時間：午前9時～午後4時（正午～午後1時のお昼休みを除く）
- ★持参するもの：①今お持ちの国民健康保険証
 - ②本人確認ができるもの（免許証、パスポート等）
 - ③切り替えのお知らせのハガキ
 - ④マル遠、マル学の場合は在園・在学証明書
 - ⑤国保税を支払って2週間以内であればその領収証
 - （銀行窓口等から役場に支払いの情報が届くのにかかるため、支払い確認をするために必要となります。）

※別世帯の方が代理で手続きする場合、上記①～⑤のほか、委任状（様式は自由）も必要となります。

～あなたは大丈夫ですか？～

＊平成21年度の所得申告してない方は……

⇒税務課で申告をすませてから切り替えをしてください。

＊国民健康保険と職場の健康保険の両方に加入している方は……

⇒国保の喪失の手続きが必要ですので、職場の健康保険被保険者証、印鑑（認印）、国民健康保険証を持参し、窓口にて手続きをおこなってください。

＊職場を退職して国民健康保険に切り替える場合に必要なものは……

⇒社会保険等喪失証明書、印鑑（認印）、年金証書（年金受給されている方のみ）国民健康保険証（同一世帯ですでに国保に加入している家族がいる場合のみ）



＜70歳～74歳の自己負担割合について＞（平成21年4月から）

医療制度改正の見直しにより、70歳から74歳の方の窓口負担が平成21年3月31日まで1割に据え置かれています。この凍結措置が平成21年4月から平成22年3月までの1年間においても、同様に継続（1割負担）されます。現役並の所得がある方で、すでに3割負担をされている方は除きます。

お問い合わせ 健康推進課 国民健康保険係 ☎945-4791（内線154・155）

町県民税の住宅ローン控除を受ける方へ

3月16日までに申告が必要です。

町県民税の住宅借入金等特別税額控除の申告について

《対象者》

平成11年から平成18年までに住宅に入居した方で、所得税の住宅借入金等特別控除の適用があり、所得税で引ききれなかった控除分がある方です。

（例）給与所得者の場合は、源泉徴収票の摘要欄に住宅借入金等特別控除可能額が記載されている方です。

※該当する場合は住宅借入金等特別控除適用期間の間、毎年、申告が必要です。

《申告方法》 下記のとおり申告書を提出して下さい。

町県民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	提出するもの	申告場所
所得税の確定申告をする方	・市町村民税道府県税 住宅借入金等特別控除申告書（所得税の確定申告書を提出する納税者用） ・確定申告書 ・印鑑（認印可）	税務署が設置する申告会場
年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受け、所得税の確定申告書を提出しない方	・市町村民税道府県税 住宅借入金等特別控除申告書（年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受け、所得税の確定申告書を提出しない納税者用） ・源泉徴収票（添付） ・印鑑（認印可）	西原町が設置する申告会場

《申告書の入手》 西原町役場税務課にてお受け取りください。又は西原町ホームページ（<http://www.town.nishihara.okinawa.jp>）から様式と記載要領をダウンロードしてご使用下さい。

《申告期間》 平成21年2月1日～平成21年3月16日（土・日・祝日を除く）
（2月1日～2月13日の間は、税務課窓口にて申告書を提出してください。）

《申告にあたっての注意》

3月16日の申告期限までに申告しないと適用されませんので、ご注意ください。
郵送での提出も受け付けています。

《居住開始年月日の確認について》

今年から年末調整をする方について居住開始年月日を記入する欄があります。（住宅ローンの年末残高合計額記入欄はなくなりました。）居住開始年月日を確認していただきますようお願いいたします。

お問合せ

税務課 町県民税係
☎945-4729（内線142）

2月1日から7日までは生活習慣病予防週間です！

自分流に楽しく続ける健康づくり

毎年、2月1日から7日までは「生活習慣病予防週間」とされています。西原町においても生活習慣病が増加していますが、本週をきっかけに自分自身の生活習慣をもう一度見直し、自分流の楽しい健康づくりを実践していきましょう!!

健康推進課では、毎月第2日曜日に「あがりティーダウオーキング」を朝8時からあがりティーダ公園で行っています。皆さんの参加をお待ちしています。



「障害者控除対象者認定書」「おむつ代医療費控除の確認証明書」の交付について

65歳以上の要介護認定者が、確定申告で障害者控除の対象となることがあります。その場合、申告の際に、「障害者控除対象者認定書」が必要になります。また、65歳以上の要介護認定者で寝たきりの人などで、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人は、町が発行する「おむつ代医療費控除の確認証明書」で控除が受けられます。「認定書」「確認証明書」が必要な方は、介護支援係までお問い合わせ下さい。（証明書等の発行には1週間ほどかかりますので、余裕を持って申請して下さい。）

お問合せ 健康推進課 保健予防係 ☎945-4791

お問合せ 介護支援課 介護支援係 ☎945-5013